



お気軽に遊びに  
お越しください。

福祉事務所子育て支援係  
ふくしま  
福嶋 いつ子さん

イベント紹介!  
誕生会、製作(おもちゃ作り、おりがみなど)、クリッキング、子育てルンバ、英語で遊ぼう(さくらさ

	すこやかひろば	地域子育て支援センター(さくらサロン)
利用料	無料	無料
対象年齢	就学前の親子	就学前の親子
時間	月曜～金曜 8:30～12:00/13:00～17:00 その他 日曜・祝日 9:00～16:00	9:00～17:00 土曜 9:00～13:00
お問い合わせ先	福祉事務所 子育て支援係	地域子育て支援センター
電話	72-8701	72-5623
場所	市総合保健福祉センター 2階	南さくら幼保連携認定こども園 敷地内

## ハッピ・スマイル

よしだ れう  
**吉田 琳音ちゃん**  
平成31年1月15日生  
やすのぶ せいか  
吉田伸宏・靖佳さんの三女  
(福島地区・鍛冶屋)



活発な子で、歩行器でよく器用に動き回っています。お父さんとお風呂に入ったり、お姉ちゃんたちと遊ぶのが大好きで、みんなに愛されながらすくすく育っています。今後も人思いの優しい明るい子に育ってほしいです。

Happy Smile

## 子育て支援センターに遊びに来ませんか?

問/福祉事務所 子育て支援係 ☎72-8701(すこやかひろば直通)

子育て支援センターって  
どんなところ?  
子育て中の親子が気軽に、そして自由に利用できる交流の場です。子育てに不安や悩みを持つてお父さん、お母さんの相談にも乗ります。育児や子育てに関する身近な地域の情報の提供や毎月親子で楽しめるさまざまな行事、保護者向けのイベントもあります。

串間市には子育て支援センター(さくらサロン)  
○「すこやかひろば」  
総合保健福祉センター(市民病院隣)の2階にあります。  
○「地域子育て支援センター(さくらサロン)」  
南さくら幼保連携認定こども園の敷地内にあります。

○一時預かり(すこやかひろばのみ)もあります。  
子どもを一人2時間500円で、毎月さまざまなお預かりします。事前予約が必要となりますので、すこやかひろばまでお電話ください。  
平日(午前8時半～午後7時)

口(くち)、保健師(ほんし)・栄養士(えいようし)さんの講話など、それぞれの支援センターで、毎月さまざまなイベントを開催していますので気軽に遊びに来てください。

## 子育てinfo

### ●1月8日(水) 1歳6ヶ月児健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

### ●予防接種

予防接種は病気にかかる前に接種しておくことが大事なポイントです。「生後2ヶ月からのワクチンデビュー」をおすすめしています。

### ●麻疹(まし)・風疹(ふうし)ワクチン

予防のために麻疹(まし)・風疹(ふうし)ワクチン(MRワクチン)を接種しましょう。  
第1期 生後12ヶ月から生後24ヶ月までの間にある子ども  
第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

## ひとり親家庭に関する資格取得制度のお知らせ(2)

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123(内線507)

### 手続きの流れ



### ○各申請の際に必要な添付書類

[講座指定申請]…受講(修学)前に申請手続きが必要です。  
①戸籍謄本(離婚日が記載されているもの)  
②住民票  
③児童扶養手当証書  
※児童扶養手当受給者は、⑦の提出により②、③の提出は不要です。  
④教育訓練給付金支給要件回答書…ハローワークで発行  
⑤教育訓練施設または教育訓練講座の資料  
⑥その他(申請者の家庭の状況により必要な書類が異なります)

[支給申請]…受講修了日から30日以内に申請手続きが必要です。

①教育訓練修了証明書  
②領収書  
③完納証明書  
④雇用保険法による教育訓練給付金がハローワークから支給される場合は、その額を証明する書類「教育訓練支給・不支給決定通知書」

\*支給申請書を出された時点で、保育料、水道料などについて滞納がないか確認させていただき、滞納があった場合は、給付金の支給はできません。

### 【支給額】

	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない(A)	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している(B)
自己負担額	4割	4割
教育訓練給付金(教育)	対象外	2割
自立支援教育訓練給付金(自立)	6割	4割

\*例)10万円の受講費用がかかった時:Aの場合 自己負担4万円、教育0円、自立6万円 Bの場合 自己負担4万円、教育2万円、自立4万円

\*入学料および授業料が対象で、補助教材や希望により行われる訓練などに要する費用は、対象なりません。

\*給付金の支給額の上限は、20万円です。

\*自立支援教育訓練給付金として算定された金額が12,000円を超えない場合は、対象とはなりません。

詳しい内容などにつきましては、お問い合わせください。

## すくすく のびのび

子育て支援情報

就職や転職に有利な資格を取得して、収入をアップさせたいと考えているお母さん、お父さん、「自立支援教育訓練給付金制度」を利用して資格取得を目指してみませんか?

定教育訓練講座を受講する場合、その経費の一部を支給するものです。  
○対象者 次の要件を満たす串間市在住のひとり親家庭のお母さんまたはお父さんで、20歳に満たない児童を扶養している方が対象となります。  
①児童扶養手当の支給を受けていること、または児童扶養手当の支給

要件と同等の所得水準にあること。  
②市税などの滞納がないこと。  
③過去に当該給付金を受給したことがないこと。  
④事前相談のなかで、指定教育訓練講座を受講することが資格取得に結びつき、適職に就くために必要であると認められること。

○対象となる講座(対象講座に(2)、(3)が追加されました) 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による  
(1)一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座  
(2)特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座  
(3)専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座

資格取得を目指すひとり親家庭のお母さんお父さんを応援します。